○厚生労働省令第五十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務の処理単位） **第三条**　適用事業の事業主（第百十八条の三第五項（各号列記以外の部分、第一号及び第三号イに係る部分に限る。）及び第百三十条を除き、以下「事業主」という。）は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者（第百十八条の二第十五項第一号ハを除き、以下「被保険者」という。）に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。 （労働移動支援助成金） **第百二条の五**　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金、早期雇入れ支援コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。 2　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ　次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　(1)の再就職援助計画の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が一年未満である者及び当該事業主の事業所への復帰の見込みがある者（次号においてこれらの者を「短期雇用特例被保険者等」という。）を除く。以下この項から第十項までにおいて「計画対象被保険者」という。）の再就職の支援に係る必要な事項を(1)の再就職援助計画に記載した事業主であること。 (3)　（略） (4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、再就職支援コース奨励金の支給に関し職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。 (5)・(6)　（略）	（事務の処理単位） **第三条**　適用事業の事業主（第百十八条の三第二項（各号列記以外の部分、第二号及び第五号リに係る部分に限る。）及び第百三十条を除き、以下「事業主」という。）は、別段の定めがある場合のほか、法の規定により行うべき法第四条第一項に規定する被保険者（第百十八条の二第十二項第一号ハを除き、以下「被保険者」という。）に関する届出その他の事務を、その事業所ごとに処理しなければならない。 （労働移動支援助成金） **第百二条の五**　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金、早期雇入れ支援コース奨励金、人材育成支援コース奨励金、移籍人材育成コース奨励金及び中途採用拡大コース奨励金とする。 2　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。ただし、同号イに定める額の支給については、中小企業事業主に限る。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ　次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　(1)の再就職援助計画の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が一年未満である者及び当該事業主の事業所への復帰の見込みがある者（次号及び第十二項第一号イにおいてこれらの者を「短期雇用特例被保険者等」という。）を除く。以下この項から第十項までにおいて「計画対象被保険者」という。）の再就職の支援に係る必要な事項を(1)の再就職援助計画に記載した事業主であること。 (3)　（略） (4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、再就職支援コース奨励金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。 (5)・(6)　（略）